告示

○復興庁告示第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けで認定した復興推進計画（神栖市復興推進計画（認定番号茨城第十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社筑波銀行

二　住所　茨城県土浦市中央二丁目十一番七号

○復興庁告示第二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（仙台市復興推進計画（認定番号宮城第四十六号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（仙台市復興推進計画（認定番号宮城第四十六号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第四十七号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第四十七号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社山形銀行

二　住所　山形県山形市七日町三丁目一番二号

○復興庁告示第六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第四十七号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫

二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○復興庁告示第七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第四十七号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第四十八号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第四十八号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社北越銀行

二　住所　新潟県長岡市大手通二丁目二番地十四

○復興庁告示第十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（栗原市復興推進計画（認定番号宮城第四十九号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十七号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　ひまわり信用金庫

二　住所　福島県いわき市平神宮町三番地一

○復興庁告示第十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（須賀川市復興推進計画（認定番号福島第四十八号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（相馬市復興推進計画（認定番号福島第四十九号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（中島村復興推進計画（認定番号福島第五十号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（中島村復興推進計画（認定番号福島第五十号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社徳島銀行

二　住所　徳島県徳島市富田浜一丁目十六番地

○復興庁告示第十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（塙町復興推進計画（認定番号福島第五十一号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号